

所沢市社会福祉協議会ボランティアセンター  
メールボックスの利用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この規定は、所沢市社会福祉協議会（以下、「本会」という）ボランティアセンター（以下、「センター」という）のメールボックスの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象団体)

第2条 センターのメールボックスを利用できるものは、ボランティアグループ・市民活動団体情報登録をしているグループ・団体とする。

(利用期間)

第3条 利用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、継続利用を妨げない。

(設置数等)

第4条 メールボックスの設置数は60個、規格は縦75ミリ 横270ミリ 奥行375ミリで、施錠はないものとする。

(利用料金)

第5条 利用料金は無料とする。

(利用の募集、決定等)

第6条 メールボックスの利用を希望する団体は、別に定める申請書により、本会会長に申請を行う。

- 2 利用できる数は、1団体1個とする。
- 3 メールボックスは先着順に利用を決定する。
- 4 本会会長は、利用の可否について書面で申請団体宛てに回答する。

(利用内容・方法)

第7条 メールボックスで受付するものは、郵便物・FAXとする。団体のイベント等に関する電話での問い合わせや申し込み等の代行はしない。

- 2 利用団体の郵便物の宛て名は、〒359-1143 埼玉県所沢市宮本町1-1-2旧庁舎1階 所沢市社会福祉協議会メールボックス ○○○（団体名）とする。

(利用条件等)

第8条 会長はメールボックス利用団体（以下、「利用団体」という）に対し、次の各号の条件により利用させるものとする。

- (1) 最低限毎月1回は、メールボックスの確認を行うこと。
- (2) 利用団体あての郵便物等には、団体名を明記すること。
- (3) メールボックスに入らない郵便物等がある場合は、事前にセンターに郵送等の可否の確認を行うこと。
- (4) メールボックス内の管理は、各利用団体が責任をもって行うこととし、センターは関与しない。
- (5) 宗教活動、選挙活動および営利を目的とする利用は認めない。
- (6) メールボックス利用の権利を他者に譲渡または転貸しない。
- (7) メールボックス利用に関わる事故等については、明らかにセンターの過失が認められる場合を除き、センターは責任を負わない。

(利用取り消し、制限、停止事項)

第9条 所長は、利用団体が次の各号に該当すると認めた場合は、利用の取り消し、または利用を制限し、著しく停止することができる。

- (1) 利用の目的に反して利用した場合
- (2) この規定に違反し、または本会の指示に従わなかった場合
- (3) 災害その他の事故により利用ができなくなった場合
- (4) 工事等の都合により必要がある場合

(損害賠償)

第10条 会長は、利用団体がメールボックスをはなはだしく汚損、もしくは棄損した場合は現品または金銭をもって賠償させることがある。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

\*事務処理欄

登録番号 -
-----------

課長	副主任	担当	収受印

年 月 日

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会会長 様

所沢市社会福祉協議会ボランティアセンター メールボックス利用申請書

所沢市社会福祉協議会ボランティアセンターメールボックス利用を申請します。

- 団体名 \_\_\_\_\_
- 代表者氏名 \_\_\_\_\_
- 連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

事務連絡  
年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_様

所沢市社会福祉協議会ボランティアセンター メールボックス利用決定通知書

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会会長

下記の通りメールボックスの利用が決定しましたので、通知します。

利用期間	年 月 日から 年3月31日まで
位 置	
連絡事項	・利用規定に従ってご利用下さい。